

会計との相違点に注意! 外貨建資産等の換算の税務上のポイント

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
税理士
蝦名 和博

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
税理士
大友 みどり

Contents

- はじめに
- 外貨建資産等の換算
- 期末時の換算方法と届出書
 - 換算方法の選定の手続
 - 外貨建有価証券の換算の留意点
- 業種による換算届出の留意点
 - 銀行業
 - 保険業
- 為替のヘッジ処理に関する留意点
 - 有効性判定
 - 帳簿書類記載
- 外貨建有価証券の評価損と為替換算
 - 評価損が認められる場合
 - 外貨建有価証券の評価損
- 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の期末時換算(いわゆる15%ルール)
 - 15%ルールの概要
 - 評価損との関係
 - 対象となる外貨建資産等

外国建資産等への投資には為替変動リスクがあり、多額の為替損失が発生することがあるため、為替ヘッジを行っている会社もある。米ドルの為替相場は、2007年12月末の114円台から、2009年9月末には90円を割り込むなど円高が進行し、外貨建資産の価値が急減した。

期末の為替相場により会社の決算が左右され、損益のインパクトも大きくなるため、為替評価損の取扱いについて、会計と税務の相違点(換算方法、ヘッジ処理等)を含めて確認する必要がある。

1. はじめに

サブプライム問題後の急激な円高に伴い、外貨建資産の価値が大きく低下したとして税務申告で認識した評価損を国税局が認めず追徴課税された事例がある。そこで、本稿では外貨建資産等の為替評価損および円換算に関する会計と税務上の取扱いを整理する。

2. 外貨建資産等の換算

企業会計における金融商品の時価評価とヘッジ会計の導入（平成12年4月1日以後開始事業年度から実施）にあわせて、金融取引課税にも時価評価とヘッジ処理の制度を導入するとともに、外貨建資産等の換算等の規定が設けられた。

税制と企業会計における外貨建資産等の期末換算の比較については、図表のとおりである。

(図表)税制と企業会計における外貨資産等の期末換算

税制(法人税法61条の9)			企業会計 ^(注1)		
外貨建資産等の区分			換算方法	外貨建資産負債の区分	換算相場の使用時点
外貨建債権債務(一号)			発生時換算法または 期末時換算法 ^(注2)	外貨建金銭債権債務*	決算時
外貨建有価証券 (二号)	売買目的有価証券		期末時換算法	売買目的有価証券	決算時
	売買目的外有価証券	償還期限および 償還金額の定め のあるもの	発生時換算法または 期末時換算法 ^(注3)	満期保有目的の外貨建 債券	決算時
		上記以外	発生時換算法	その他有価証券	決算時 ^(注4)
外貨預金(三号)			発生時換算法または 期末時換算法 ^(注2)	外貨預金	決算時
外国通貨(四号)			期末時換算法	外国通貨	決算時

(注1) 「外貨建取引等会計処理基準」(平成11年10月22日)より作成。

(注2) 法定換算方法は、短期のものが期末時換算法、長期のものが発生時換算法。

(注3) 法定換算方法は、発生時換算法。

(注4) 換算差額は、全部資本直入法により純資産の部に計上するか、あるいは部分資本直入法により純資産の部または損失に計上。ただし、債券については取得原価に係る換算差額を損益に計上することも可。

*転換社債の記載は省略

(出所) 『改正税法のすべて(平成12年)』(大蔵財務協会)より一部筆者抜粋

3. 期末時の換算方法と届出書

(1) 換算方法の選定の手続

発生時換算法または期末時換算法のいずれかを選定して円換算することが認められている外貨建資産等のその期末換算の方法は、外国通貨の種類ごとに、かつ、次の区分ごとに選定することとされている。なお、法定の換算方法は次のとおりである。

① 短期外貨建債権債務

外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取るまたは支払う期限が事業年度の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務…期末時換算法

② 長期外貨建債権債務

短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務…発生時換算法

③ 満期保有目的有価証券

償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものと、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券…発生時換算法

④ 償還有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限および償還金額の定めのある有価証券(前記③の有価証券を除く)…発生時換算法

⑤ 短期外貨預金

外貨預金のうちその満期日が事業年度の日の終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金…期末時換算法

⑥ 長期外貨預金

短期外貨預金以外の外貨預金…発生時換算法

期末換算の方法の選定をしていない場合、会計上の換算方法と税務の法定換算方法が異なるときは申告調整が必要となる。ただ、新たな通貨および区分の外貨建資産等の取得をした場合には、届出書の提出期限は、当該外貨建資産等の取得を行った日の属する事業年度の確定申告書の提出期限であるため、届出書を提出することにより申告調整が不要になるケースもあるため確認されたい。

(2) 外貨建有価証券の換算の留意点

外貨建有価証券については、会計上、満期保有目的の外貨建債券は決算時の為替相場で換算することになっているが、税務上は満期保有目的有価証券の法定換算方法は発生時換算法であるため、届出書の提出について事前の検討が必要である。

その他有価証券については、会計上は決済時の為替相場で換算することになっているが、換算差額は全部資本直入法により純資産の部に計上されるケースが多く、為替差額が損益計算書にヒットしていないため、結果として課税所得には影響がないので問題が生じることはないと考えられる。一方、部分資本直入法を採用している場合において、届出書の提出がないときは、損益計算書に計上された損失は原則として申告調整が必要となる。

4. 業種による換算届出の留意点

(1) 銀行業

銀行業においては、外貨建資産等の換算について歴史があり、平成2年3月に大蔵省銀行局銀行課長事務連絡および全国銀行協会連合会による通達が公表されている(以下、「新外為経理基準」という)。その後、平成10年6月に同事務連絡が廃止されたことに伴い、その内容が全国銀行協会通達「銀行業の決算経理基準について」に置き換えられ、さらに平成11年7月に名称を「銀行業における決算経理要領等」に改められた。

実務上、税務上の換算については、平成2年に「新外為経理基準」が採用されたことにより昭和の時代に提出していた特別な換算方法に関する変更届を提出していたと思われるが、平成12年の税制改正で規定された区分に従い換算方法の届出が必要になっているため、平成12年の改正後の規定に従った届出を行っているか確認する必要がある。

(2) 保険業

保険業においては、平成14年の税制改正により、「有価証券の1単位当たりの帳簿価額の算出方法」(法令119の2)に、「責任準備金対应有価証券」という区分が新たに設けられた。そのため、前述した換算方法の届出の区分に該当しない有価証券の区分が存在する。

したがって、責任準備金対应有価証券が換算方法の届出のどの区分に該当するか検討する必要がある。

5. 為替のヘッジ処理に関する留意点

会計上、ヘッジ会計が認められる場合、一般的には税法上も同様の取扱いが認められている。しかし、次のとおり有効性判定、帳簿書類記載要件については、会計と税務が異なるため、税務上の要件を充足しているかを確認しておく必要がある。

(1) 有効性判定

① 有効性判定の省略

会計上、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合等、ヘッジに高い有効性があると認められる場合には、有効性判定を省略できる(金融商品会計に関する実務指針158)が、法人税法上は有効性判定を省略することは認められていない。会計上、省略した場合であっても有効性の判定を実施し、帳簿書類に記載する必要がある。

② 有効性判定要素からの除外

有効性の判定方法において、オプション取引の時間的価値部分および先物取引または先渡取引のプレミアムまたはディスカウント部分を有効性判定の要素から除く取扱いができるのは、その事項を帳簿書類に記載していることが条件になる(法基通2-3-48)。

③ オプションの有効性判定の方法

一般的にヘッジ取引に利用されることの多い通貨オプションは、通常アウト・オブ・ザ・マネー、つまり、オプションの基礎商品の時価より低い価格でプットオプションを設定したり、基礎商品の時価より高い価額でコールオプションを設定するので、その権利行使価格とオプション取得時の時価との差額分について利益が圧縮されることになる。

ヘッジ対象資産等評価差額と期末時または決済時におけるデリバティブ取引等に係る利益額または損失額とを比較する有効性判定は一般に低いものになる。しかし、会計上は、オプション取引の基礎商品の時価変動額とヘッジ対象の時価変動額を比較する方法が認められている(金融商品会計に関する実務指針156)。税務上は条文に明確な規定はないものの、会計と同様に、オプションの基礎商品価額の変動額により算出される損益とヘッジ対象資産等評価差額との比較をする方法も合理的な有効性判定の方法であると認められている(国税庁HP「その他法令解釈に関する情報」参照)。

(2) 帳簿書類記載

税務上、ヘッジ処理を適用するための要件の1つとして、帳簿記載要件がある(法61の6、61の7)。ヘッジ手段となるデリバティブ取引等を行った日において、デリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行ったものである旨、そのデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ対象資産の損失の額を減少させようとする期間その他参考となるべき事項を帳簿に記載する必要がある(法施規27の8)。長期の為替予約や輸出入取引で商品の価額変動リスクと為替リスクをヘッジしている場合は、ヘッジ手段の指定の単位を慎重に検討し、帳簿書類に記載する必要がある。

会計上は、ヘッジ取引開始時(事前テスト)で、ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を文書によって明確にしなければならないが、税務上の記載事項が漏れていないように注意する必要がある。

6. 外貨建有価証券の評価損と為替換算

(1) 評価損が認められる場合

上場有価証券等の価額が著しく低下した場合および上場有価証券以外の有価証券について、発行法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した場合には、税務上評価損の計上が認められる(法33②、法68①二)。上場有価証券等とは、「取引所売買有価証券」、「店頭売買有価証券及び取扱有価証券」または「その他価格公表有価証券」をいう(法基通9-1-8)。

価額が著しく低下した場合とは、その有価証券のその事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%を下回ることとなり、かつ、近い将来にその価額の回復が見込まれないことをいうものとされている(法基通9-1-7)。平成21年4月に国税庁から「上場有価証券の評価損に関するQ&A」が公表されており、評価損の損金算入のための形式基準を文書化するなどにより、損金算入の判断について疑義を招かないようにしておく必要がある。

(2) 外貨建有価証券の評価損

外貨建有価証券について、会計上の強制評価減を行った場合、それが税務上の損金算入要件を満たしていれば、計上した評価損を損金算入できる。

外国法人の発行する上場有価証券以外の有価証券について資産状態が著しく悪化したかどうかを判定する場合には、当該有価証券を取得した日における当該発行法人の1株または1口当たりの純資産価額(当該発行法人がその会計帳簿の作成にあたり使用する外国通貨表示の金額により計算した金額とする)と当該事業年度終了の日における当該発行法人の1株または1口当たりの純資産価額の金額に基づいてその比較を行うのであって、円換算後の金額をベースに判断するものではない。

会計上の強制評価減の場合、外貨建有価証券を期末時レートで換算するが、税務上、その他有価証券に関して届出をしていない場合には発生時換算法となる。したがって、届出をしていない場合には、期末時レートと取得時レートの差額に、期末時価(外貨ベース)を乗じた金額の申告調整が必要になる。

7. 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の期末時換算 (いわゆる15%ルール)

(1) 15%ルールの概要

外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動するものすべてにつき、これらの取得または発生の原因となった外貨建取引を当該事業年度終了の時ににおいて行ったものとみなして、外貨建取引の換算および外貨建資産等の期末換算の規定を適用することができる(法令122の3)。

この外貨建資産等に係る外国為替の売買相場が著しく変動した場合とは、事業年度終了の時ににおいて有する個々の外貨建資産等につき、算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものがあるときである(法基通13の2-2-10)。

(算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該外貨建資産等の額に} \\ \text{つき当該事業年度終了の} \\ \text{日の為替相場により換算し} \\ \text{た本邦通貨の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該事業年度終了の日における} \\ \text{当該外貨建資産等の帳簿価額} \\ \text{(同日における法令122の3の} \\ \text{規定の適用前の帳簿価額をいう)} \end{array} \right)$$

当該外貨建資産等の額につき当該
事業年度終了の日の為替相場により
換算した本邦通貨の額

外国通貨の種類を同じくする外貨建資産等につき上記の算式により計算した割合がおおむね15%に相当する割合以上となるものが2以上ある場合には、その一部についてのみ当該規定による円換算を行うことはできない。15%ルールを適用する場合には、通貨ごとに適用・非適用を判断することになる。

外貨建資産等の為替換算差額は翌事業年度に洗替処理をする(法令122の8)こととされているが、15%ルールを適用したことによる為替換算差額は、期末時レートを取得時レートとみなすこととされているため、切放処理することになる。

(2) 評価損との関係

前述「外貨建有価証券の評価損と為替換算」で記載した規定により上場有価証券の評価損の損金算入が認められない場合であっても、円高のため円換算額が著しく下落しているときは、この規定を適用することにより、外貨ベースの時価の著しい下落がなくても評価減ができる場合がある。つまり、期末時レートを取得時レートとみなして外貨建資産等を円換算することにより、為替差損の損金算入が認められることになる。

(3) 対象となる外貨建資産等

この規定の適用対象となる外貨建資産等には、為替リスクがヘッジされている次ものは含まない(法令122の3)。

- ① 先物外国為替契約等により円換算額を確定させた外貨建取引の換算の適用を受けた資産または負債
- ② 繰延ヘッジ処理の適用を受ける資産または負債
- ③ 時価ヘッジ処理の適用を受ける売買目的外有価証券

つまり、先物外国為替契約等が締結されている外貨建資産等およびヘッジ処理が適用されている場合の外貨建資産等については、実質的に為替リスクは生じないものであるから、仮に外国為替相場に著しい変動があった場合であっても、期末の為替レートによる換算のやり直しはできないこととされているので、15%ルールを適用することはできない。したがって、15%ルールを適用する際には、先物外国為替契約等の締結およびヘッジ処理が適用されていないことを確認する必要がある。

CONTACT

BTC, ファイナンシャル サービス グループ

蝦名 和博 パートナー +81 3 3506 2463 kazuhiko.ebina@jp.ey.com
大友 みどり シニアマネージャー +81 3 3506 2093 midori.otomo@jp.ey.com

ファイナンシャル サービス グループでは、国際的に展開する国内系及び外資系の金融機関のニーズに対応するため、金融商品の開発、金融資産、および不動産等に対する投資案件について、幅広い税務アドバイスを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを活かし、国内のみならず国外での取り扱いにも対応しています。また、銀行・証券・保険・投資顧問・投資ファンド等の金融機関に対して、それぞれの業種に特有の問題を中心に、総合的な税務サービスを提供しています。

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザリーサービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2009 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。